

4 総務第62号
令和4年7月13日

公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
代表理事 山下 俊幸 様

京都府知事 西脇 隆俊



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和4年7月13日 から 令和9年7月12日 まで